

佐野市工場立地法準則条例の概要

1 趣旨

第2次地域主権改革一括法の施行により、工場立地法に関して、条例による緑地面積率等に係る地域準則の制定権限及び関連事務がすべての市に移譲されました。これにより、本市では、企業の積極的な設備投資や企業立地を促進し、市内経済の活性化と安定した雇用の維持創出を図るため、特定工場（※1）の緑地面積率等を独自に定めた「佐野市工場立地法準則条例」を制定し、緑地面積率等の要件緩和を行います。

なお、都市計画法などの工場立地法以外の法令で設置が定められている緑地帯その他の緩衝帯等については、引き続き遵守していただくことになります。工場の新設または増改築の際は事前のご相談をお願いします。

2 施行日 平成25年3月18日（条例公布日）

3 概要

区 域	緑 地	環境施設（※2）
①都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域 ②足利佐野都市計画事業佐野田沼インター周辺土地区画整理事業、足利佐野都市計画事業西浦・黒袴土地区画整理事業及び佐野岩崎産業団地土地区画整理事業の施行地区の区域	5%以上 （15%緩和）	10%以上 （15%緩和）
③都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域 ④工業地域（ただし、②に規定する区域を除く。） ⑤都市計画区域において都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない区域及び都市計画区域外の区域	10%以上 （10%緩和）	15%以上 （10%緩和）
⑥住宅系・商業系地域	20%以上 （これまで通り）	25%以上 （これまで通り）

（※1）特定工場とは

敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上で製造業などを営む工場

（※2）環境施設とは

環境施設とは、緑地のほか、噴水、池、運動場などの運動施設、広場、教養文化施設、太陽光パネル等の用に供するために区画された土地で、工場又は事業場の周辺地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるもの

（屋上緑化・壁面緑化）

建築物の屋上、壁面の緑化など他の施設と重複して整備された緑地の算入割合については、確保すべき緑地面積の100分の50までとします。